住所　埼玉県朝霞市岡３丁目10番17―102号
李東明　昭和58年１月18日生
李蕙　平成26年５月８日生
住所　埼玉県川口市金山町12番１―1912号
エリカ・エンドウ　昭和50年９月25日生
住所　福岡市東区箱崎７丁目20番８―403号
阿依努爾巴拉提　昭和45年９月18日生
艾山江吾斯曼　昭和44年９月12日生
甫爾凱提艾山江　平成６年10月８日生
住所　埼玉県蕨市南町４丁目39番13号
項曼麗　昭和53年７月１日生
項裕　平成28年６月21日生
住所　静岡県磐田市豊岡3896番地２
バーバラ・オオニシ　昭和55年１月26日生
アリサ・オオニシ　平成29年９月８日生
住所　三重県津市川方町532番地35
クリスティーナ・アキノ　昭和57年１月26日生
住所　千葉県印旛郡酒々井町墨1550番地１
ウイクラマアラッチ・サマン・スランガ　昭和52年１月12日生
住所　北九州市八幡東区東田３丁目１番10号
皇浦祐真　平成９年１月６日生
住所　東京都足立区綾瀬４丁目13番22号
張汎輝　平成４年９月６日生
住所　兵庫県芦屋市高浜町３番１―832号
沈明礼　昭和40年３月16日生
住所　東京都調布市深大寺東町７丁目44番地26
李非　昭和41年５月22日生
李漢涛　平成17年12月７日生
住所　東京都中野区南台５丁目７番２―406号
李瀛夏　平成７年６月６日生
住所　岡山県倉敷市大島138番地９
朱暁麗　昭和53年12月31日生

○文化庁告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
瓦塚窯跡	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	石岡市（茨城県）
泉坂下遺跡	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	常陸大宮市（茨城県）

住所　京都市西京区御陵大枝山町６丁目24番地１
趙秀之　昭和42年３月21日生
全有耳　昭和46年８月８日生
趙暎季　平成14年１月16日生
趙暎太　平成15年10月31日生
趙俊理　平成18年４月17日生
住所　兵庫県西宮市六軒町12番３号
金千代子　昭和19年３月21日生
住所　群馬県渋川市半田936番地２
羅昌熙　昭和60年１月20日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字姥子山195番地１
張暁紅　昭和55年７月29日生
住所　千葉県浦安市猫実２丁目11番15号
ヘワマナゲ・アキタ・サムダヤ　平成８年10月３日生
住所　兵庫県姫路市御国野町西御着468番地４
ブィ・スアン・ティエン　平成８年２月１日生
住所　愛知県岡崎市中島東町２丁目７番地３
チャンドラカント・ナゴラオ・ダバス　昭和48年10月１日生
住所　栃木県矢板市荒井615番地468
崔雪瑶　平成５年11月８日生
住所　神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石６番地４
李伽耶　昭和53年５月４日生
住所　兵庫県姫路市北条梅原町８番地２
林雄造　昭和46年２月12日生
洪春子　昭和47年７月26日生
林晋太郎　平成19年１月７日生
林京香　平成20年10月17日生
住所　大阪市浪速区湊町２丁目１番34―623号
金和彦　昭和55年８月23日生
住所　名古屋市守山区笹ヶ根３丁目1020番地
曹典子　昭和53年７月13日生

○文化庁告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、愛媛県八幡浜市及び同西予市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
八幡浜街道笠置峠越	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	八幡浜市（愛媛県） 西予市（愛媛県）

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
湯畑	平成二十九年文部科学省告示第百三十八号	草津町（群馬県）
江馬氏館跡庭園	平成二十九年文部科学省告示第百三十八号	飛騨市（岐阜県）
星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）	平成二十九年文部科学省告示第百三十八号	西条市（愛媛県）
天念寺耶馬及び無動寺耶馬	平成二十九年文部科学省告示第百三十八号	豊後高田市（大分県）
山野貝塚	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	袖ケ浦市（千葉県）
利神城跡	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	佐用町（兵庫県）
都塚古墳	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	明日香村（奈良県）
福原長者原官衙遺跡	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	行橋市（福岡県）
三雲・井原遺跡	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	糸島市（福岡県）
城久遺跡	平成二十九年文部科学省告示第百三十七号	喜界町（鹿児島県）

○文化庁告示第二十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において準用する第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物の指定地域のうち、徳島県小松島市、同阿南市、同那賀郡那賀町、同海部郡美波町、同海部郡牟岐町及び同海部郡海陽町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百十三条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十九日

文化庁長官　宮田　亮平